

平成 28 年 度

佐賀県 普通会計決算見込みについて

佐賀県総務部財政課

平成29年9月

1 決算規模

(単位：百万円、%)

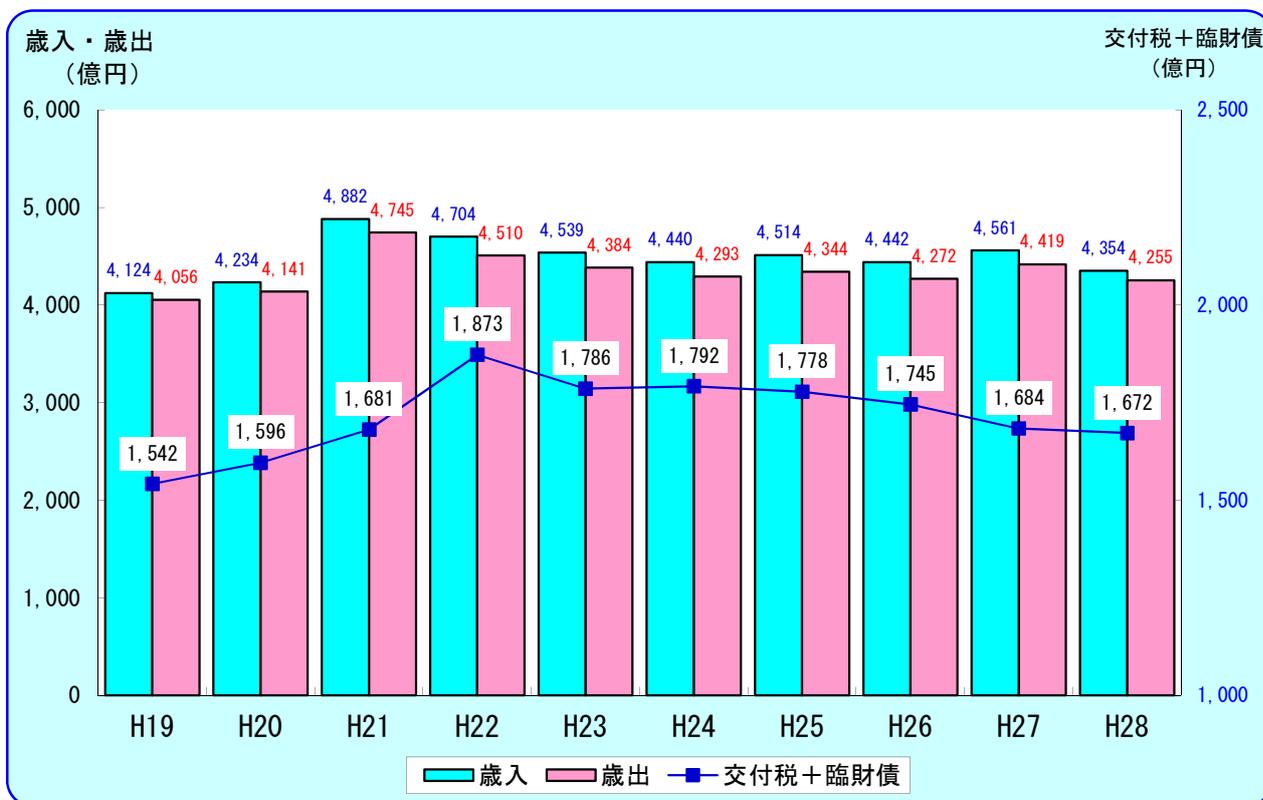
区分	平成28年度	平成27年度	増減額(率)
歳入決算額	435,430	456,141	(△4.5) △ 20,711
歳出決算額	425,523	441,869	(△3.7) △ 16,346
歳入歳出差引額	9,907	14,273	△ 4,366
翌年度に繰り越すべき財源	5,880	8,641	△ 2,761
実質収支	4,027	5,631	△ 1,604
単年度収支	△ 1,604	262	△ 1,866
実質単年度収支	1,175	△ 1,547	2,722

平成28年度の普通会計決算は歳入が4,354億30百万円、歳出が4,255億23百万円で、前年度を下回り、歳入歳出差引額から公共事業等繰越による翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、40億27百万円の黒字で、昭和51年度以降、41年連続の黒字となった。

この実質収支から、前年度の実質収支56億31百万円を差し引いた単年度収支は、△16億4百万円の赤字となった。

※ 平成28年度決算における単年度収支は、平成28年度の実質収支と平成27年度の実質収支との差である。

過去10年間の決算規模の推移



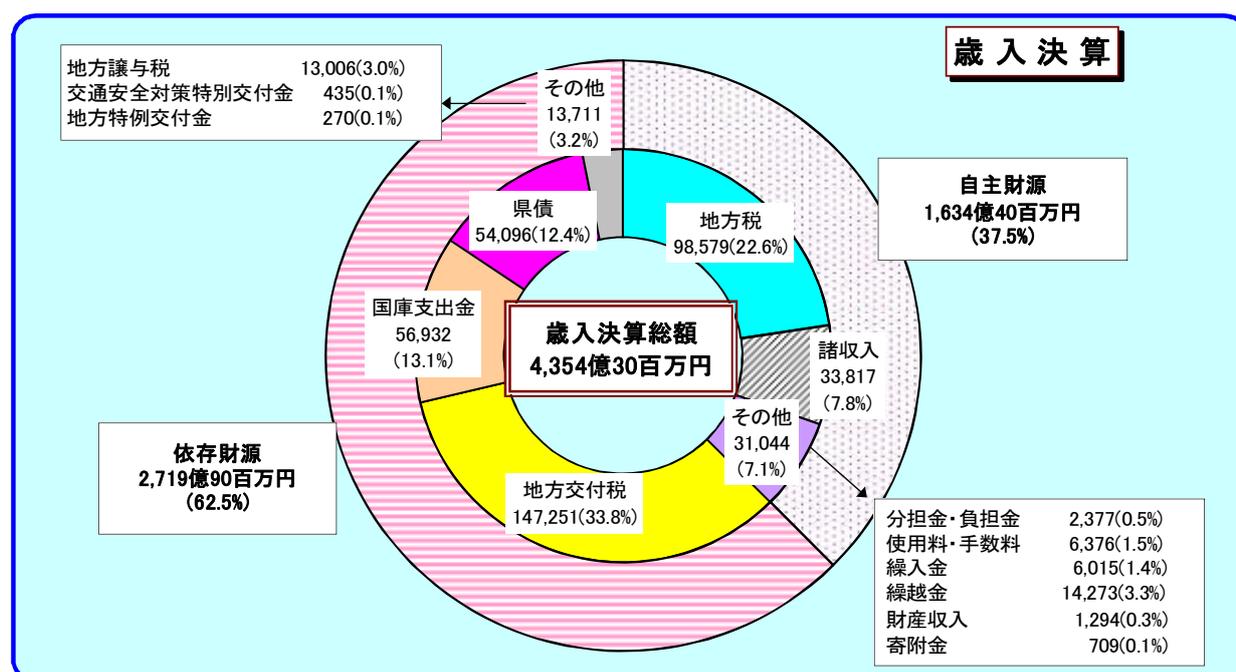
2 歳入

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	増減額
地 方 税	86,108	7.2	99,766	15.9	98,579	△ 1.2	△ 1,187
地 方 譲 与 税	16,508	17.5	15,224	△ 7.8	13,006	△ 14.6	△ 2,218
地 方 特 例 交 付 金	246	5.1	258	4.9	270	4.7	12
地 方 交 付 税	146,254	1.0	143,990	△ 1.5	147,251	2.3	3,261
交通安全対策特別交付金	399	△ 8.9	445	11.5	435	△ 2.2	△ 10
分 担 金 及 び 負 担 金	2,212	△ 24.4	4,142	87.3	2,377	△ 42.6	△ 1,765
使 用 料 及 び 手 数 料	5,291	20.1	6,027	13.9	6,376	5.8	349
国 庫 支 出 金	61,029	△ 18.0	57,453	△ 5.9	56,932	△ 0.9	△ 521
財 産 収 入	1,065	△ 18.6	1,096	2.9	1,294	18.1	198
寄 附 金	62	△ 91.2	594	858.1	709	19.4	115
繰 入 金	17,387	△ 5.0	16,795	△ 3.4	6,015	△ 64.2	△ 10,780
繰 越 金	17,067	16.4	16,914	△ 0.9	14,273	△ 15.6	△ 2,641
諸 収 入	31,637	△ 4.2	38,448	21.5	33,817	△ 12.0	△ 4,631
県 債	58,891	△ 4.6	54,989	△ 6.6	54,096	△ 1.6	△ 893
うち臨時財政対策債	28,284	△ 19.2	24,373	△ 13.8	19,956	△ 18.1	△ 4,417
合 計	444,156	△ 1.6	456,141	2.7	435,430	△ 4.5	△ 20,711

主な増減

- 地方税 地方法人特別税からの一部復元による法人事業税の増収があったものの、円高による輸入額の減による地方消費税の減や、地方消費税清算金の減等により、△11億87百万円の減
- 地方譲与税 地方法人特別譲与税の減等により、△22億18百万円の減
- 分担金・負担金 市町からの分担金・負担金(国営土地改良事業負担金)の減等により、△17億65百万円の減
- 繰入金 財政調整基金、地域医療再生基金、医療施設耐震改修等臨時特例基金、北部医療圏地域医療体制整備基金等の減により、△107億80百万円の減
- 諸収入 貸付金元利収入(中小企業事業資金)等の減により、△46億31百万円の減



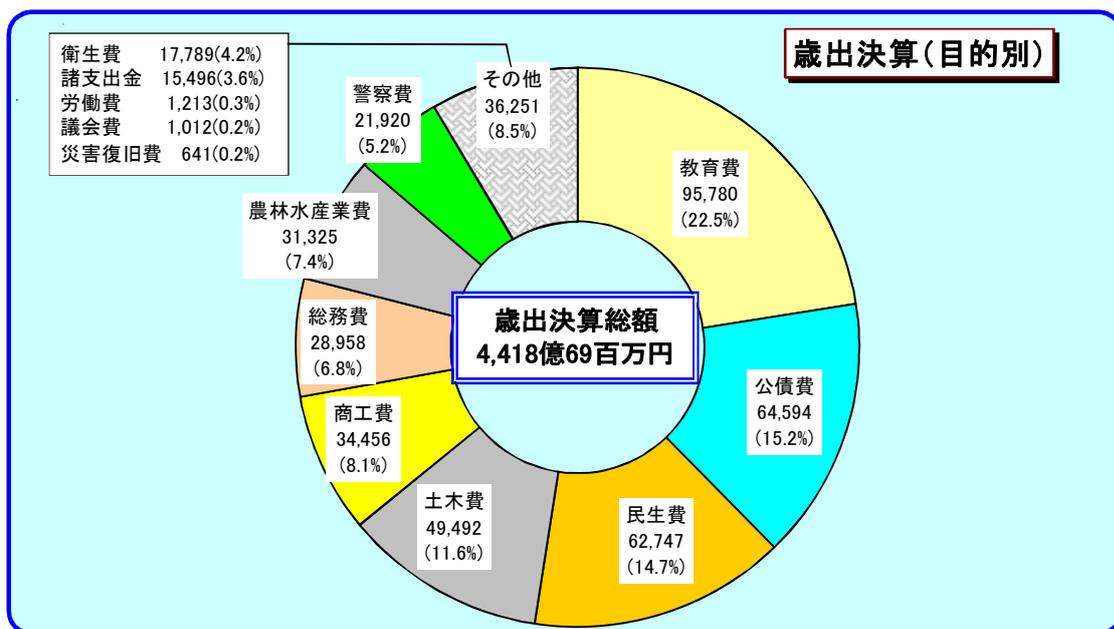
3 目的別歳出

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	増減額
議 会 費	1,006	1.1	1,032	2.6	1,012	△ 1.9	△ 20
総 務 費	28,285	△ 21.1	30,369	7.4	28,958	△ 4.6	△ 1,411
民 生 費	61,092	3.5	64,012	4.8	62,747	△ 2.0	△ 1,265
衛 生 費	15,767	△ 3.4	18,432	16.9	17,889	△ 2.9	△ 543
労 働 費	2,819	△ 40.5	3,104	10.1	1,213	△ 60.9	△ 1,891
農 林 水 産 業 費	35,517	1.3	34,445	△ 3.0	31,325	△ 9.1	△ 3,120
商 工 費	33,789	0.9	41,360	22.4	34,456	△ 16.7	△ 6,904
土 木 費	53,840	1.2	48,893	△ 9.2	49,492	1.2	599
警 察 費	22,451	7.1	21,520	△ 4.1	21,920	1.9	400
教 育 費	95,049	△ 2.1	95,576	0.6	95,780	0.2	204
災 害 復 旧 費	551	△ 23.7	371	△ 32.7	641	72.8	270
公 債 費	66,338	△ 1.7	65,317	△ 1.5	64,594	△ 1.1	△ 723
諸 支 出 金	10,737	14.7	17,438	62.4	15,496	△ 11.1	△ 1,942
合 計	427,241	△ 1.6	441,869	3.4	425,523	△ 3.7	△ 16,346

主な増減

- 総務費 普通建設事業費の増があるものの、大規模整備基金積立金の減により、△14億11百万円の減
- 民生費 補助費等の増があるものの、国民健康保険広域化等支援基金の減により、△12億65百万円の減
- 衛生費 唐津赤十字病院移転改築事業費補助等、普通建設事業費の減により、△5億43百万円の減
- 労働費 ものづくり人財創造基金積立金、国庫返納金の減により、△18億91百万の減
- 農林水産業費 物件費の増があるものの、国土土地改良事業負担金、農業構造改革支援事業費の減により、△31億20百万円の減
- 商工費 中小企業事業資金貸付金、発用施設周辺地域振興基金積立金の減により、△69億4百万円の減
- 土木費 河川整備交付金事業費、直轄道路事業負担金の増により、5億99百万円の増
- 警察費 警察署改築費等、普通建設事業費の増により、4億円の増
- 教育費 公立高等学校等就学支援金、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金積立金の増により、2億4百万円の増
- 災害復旧費 農地等災害復旧費(災害補助)の増により、2億70百万円の増
- 公債費 臨時財政対策債等の増はあるものの、公共等事業債等の減により、△7億23百万円の減



4 性質別歳出

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率	増減額
義務的経費	197,778	1.2	199,056	0.6	198,090	△ 0.5	△ 966
人件費	121,719	2.5	123,729	1.7	123,255	△ 0.4	△ 474
扶助費	9,723	4.7	10,011	3.0	10,242	2.3	231
公債費	66,336	△ 1.7	65,316	△ 1.5	64,593	△ 1.1	△ 723
投資的経費	99,930	3.7	90,495	△ 9.4	86,670	△ 4.2	△ 3,825
普通建設事業費	99,379	3.9	90,124	△ 9.3	86,029	△ 4.5	△ 4,095
うち補助事業費	50,958	△ 3.3	46,982	△ 7.8	47,811	1.8	829
うち単独事業費	40,783	23.0	34,028	△ 16.6	30,701	△ 9.8	△ 3,327
災害復旧費	551	△ 23.7	371	△ 32.7	641	72.8	270
その他の経費	129,533	△ 9.1	152,318	17.6	140,763	△ 7.6	△ 11,555
うち物件費	15,958	10.1	16,098	0.9	17,239	7.1	1,141
うち維持補修費	1,651	4.1	1,648	△ 0.2	1,789	8.6	141
うち補助費等	80,137	7.0	90,332	12.7	89,340	△ 1.1	△ 992
うち積立金	6,429	△ 73.0	12,196	89.7	6,661	△ 45.4	△ 5,535
うち貸付金	25,277	△ 8.8	31,938	26.4	25,676	△ 19.6	△ 6,262
合 計	427,241	△ 1.6	441,869	3.4	425,523	△ 3.7	△ 16,346

主な増減

◎義務的経費

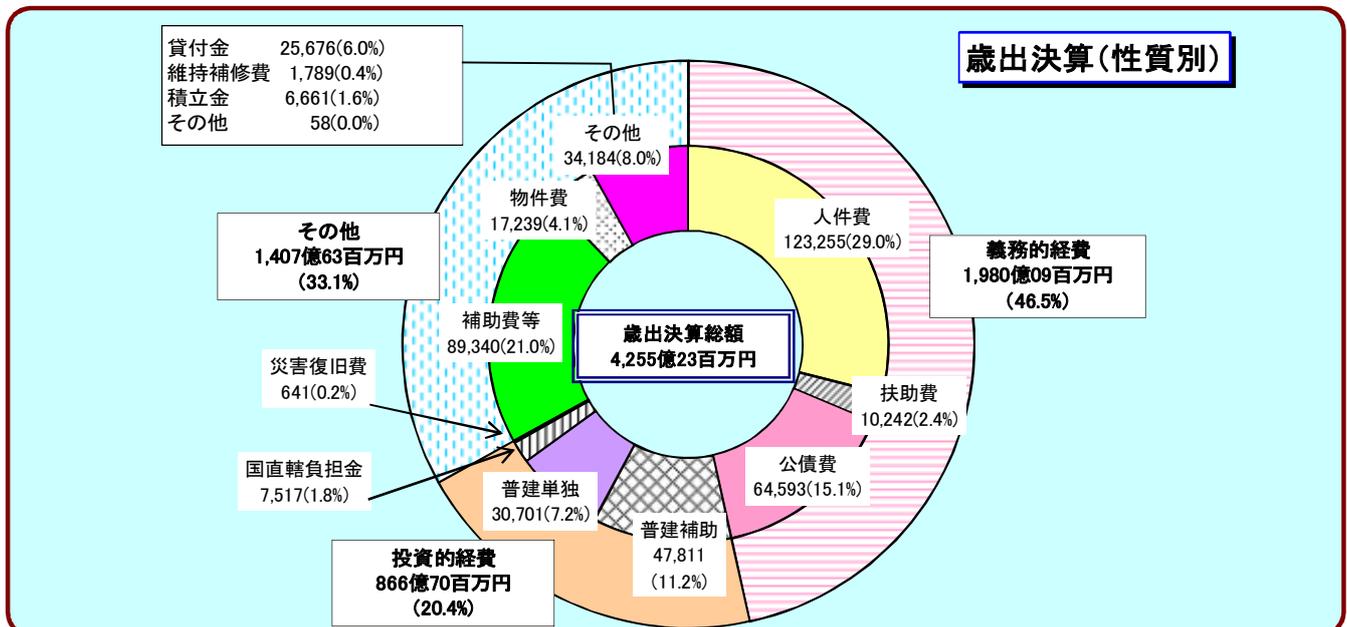
- 人件費 基本給、共済組合負担金、退職手当等の減により、△9億66百万円の減
- 扶助費 障害児通所給付費、児童保護措置費(養護)等の増により、2億31百万円の増
- 公債費 臨時財政対策債等の増はあるものの、公共等事業債等の減により、△7億23百万円の減

◎投資的経費

- 普通建設補助 河川整備交付金事業費等の増により、8億29百万円の増
- 普通建設単独 九州新幹線西九州ルート建設負担金、唐津赤十字病院移転改築事業費補助、特別養護老人ホーム等整備費補助、地方特定道路整備事業費等の減により、△33億27百万円の減

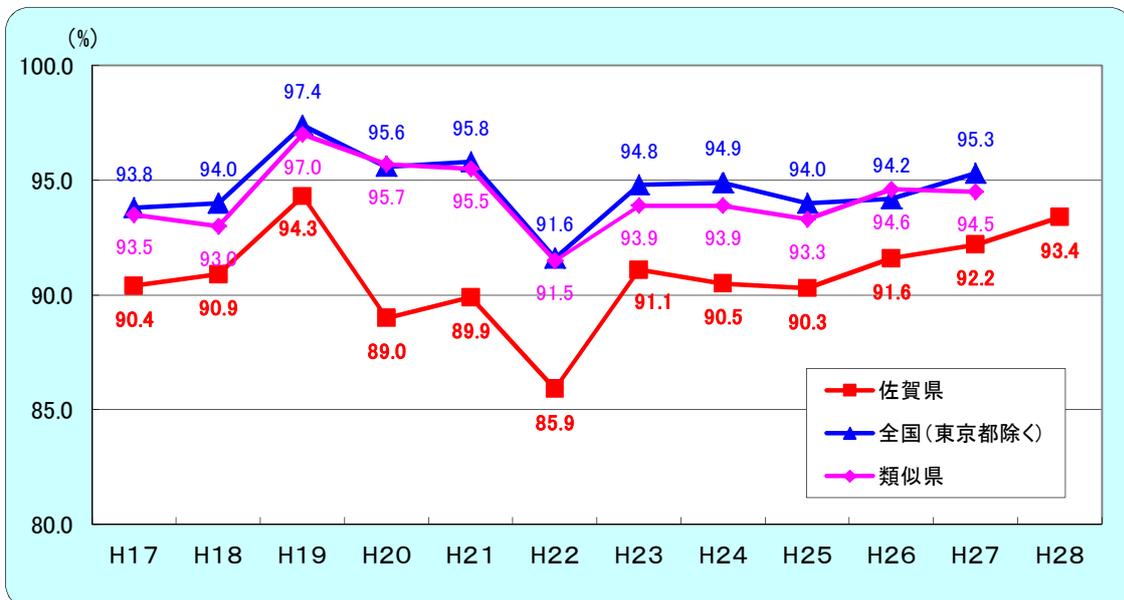
◎その他の経費

- 物件費 家畜防疫対策費、県庁情報化推進費等の増により、11億41百万円の増
- 補助費等 地方消費税市町村交付金、プレミアム商品券発行事業費補助等の減により、△9億92百万円の減
- 積立金 大規模施設整備基金、国民健康保険広域化等支援基金積立金等の減により、△55億35百万円の減
- 貸付金 中小企業事業資金貸付金等の減により、△62億62百万円の減



5 主な財政指標の状況

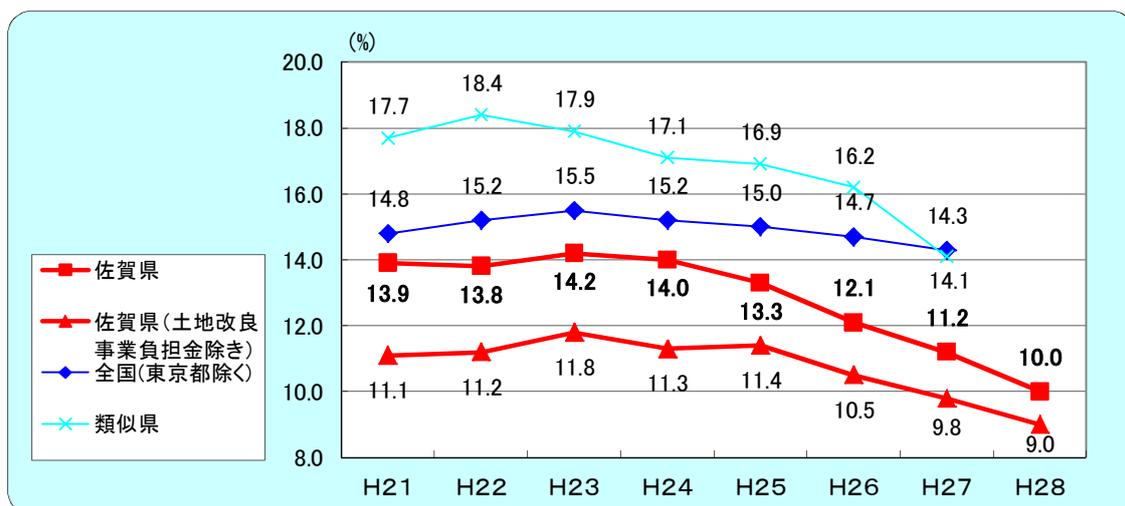
(1) 経常収支比率



・経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指標で、数値が低いほど、新たな財政需要に柔軟に対応する余地がある。

・全国平均に比べ数値は下回っているが、平成28年度は地方消費税清算金の減や社会保障関係経費の増等に伴い、1.2ポイント悪化している。

(2) 実質公債費比率



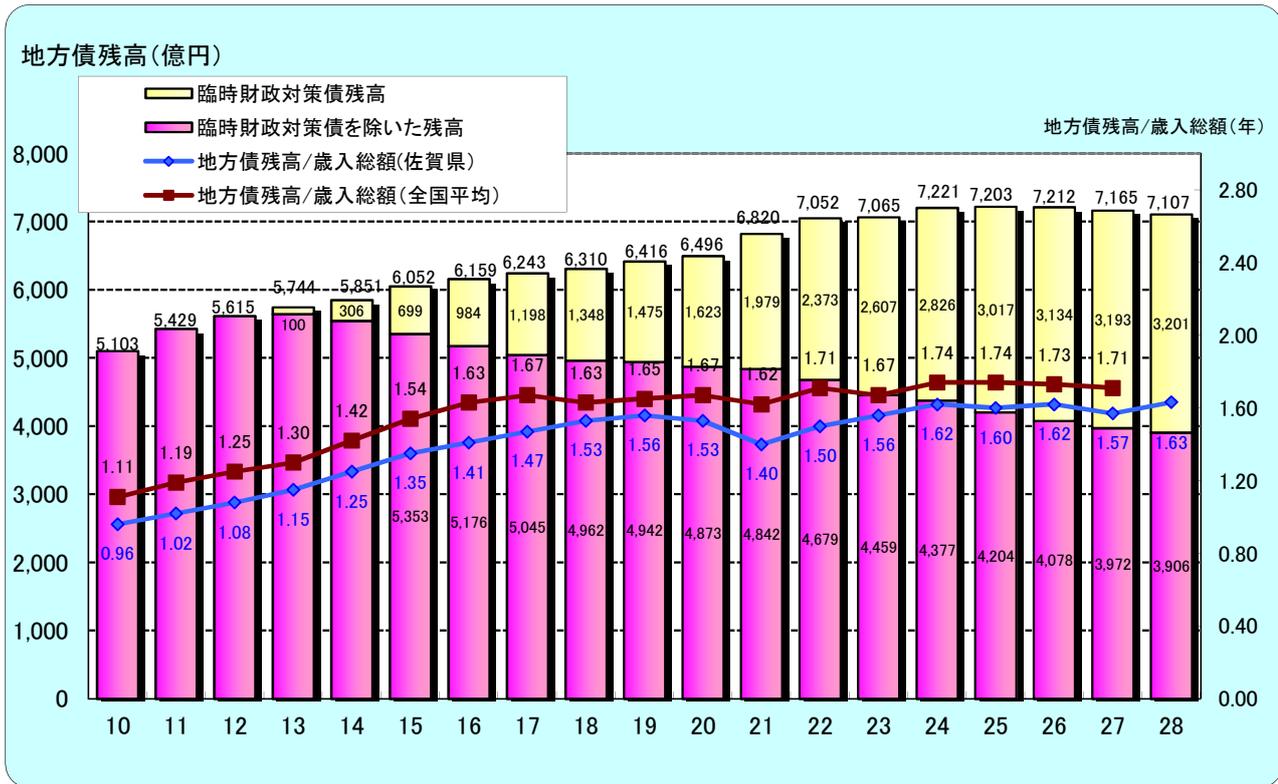
・実質公債費比率は、債務負担行為のうち地方債の元利償還に準じるものや公営企業債の返済に充てた繰出金なども借入金返済として算定する。比率が18%以上となると起債において、国の許可が必要となる。

・平成28年度は国営土地改良事業負担金が減少したこと等から1.2ポイント改善している。

※類似県とは財政力指数が類似する県。

6 地方債残高及び基金残高の状況

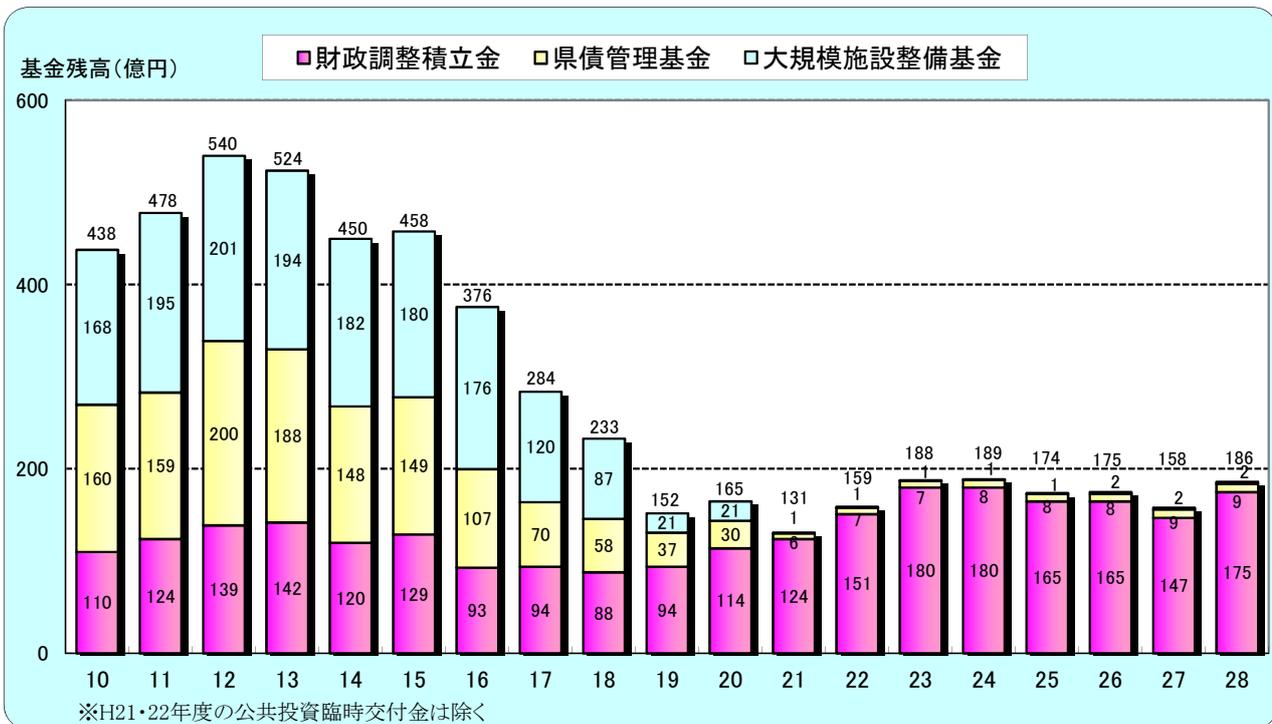
(1) 地方債残高の推移



・平成28年度末残高は前年度より58億円減少し、臨時財政対策債を除いた地方債残高は、平成14年度以降15年連続で減少している。一方で、普通交付税の振り替えである臨時財政対策債の残高は増加が続いている。

・歳入総額に占める地方債残高の割合は近年増加傾向にある。しかし、平成27年度の全国平均は1.71年分であり、佐賀県1.57年分は全国平均を下回っている。

(2) 財源調整用基金残高の推移



・平成21年度は、県税等の歳入の減により基金の取り崩し額が増となったため、残高が減少したが、平成22、23年度は、決算剰余金の増等により財政調整積立金が増加したことに伴い、残高が増加した。平成23年度以降は概ね横ばいとなっている。

【主要財政指標用語】

指標	算 定 式	備 考
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経常収支比率</p>	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(\%)$	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政構造の弾力性を判断する比率として使われている。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることになり、財政構造に弾力性があると言える。 ・ 臨時財政対策債 … 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から31年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるもの。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">実質公債費比率</p>	$\frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$ <p>上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。</p> <p>A…元利償還金(繰上償還除く) B…地方債の元利償還金に準ずるもの C…元利償還金に充てられる特定財源 D…普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金 E…標準財政規模 (地方特例交付金、地方譲与税及び臨時財政対策債発行可能額を含む)</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。 平成18年度からの地方債協議制移行に伴い用いられる指標。「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行ったもの。 以下は、それぞれの比率における許可基準である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 18%以上25%未満の団体 … 公債費負担適正化計画を策定するものとし、その内容、実施状況等を勘案し、地方債の発行を許可する。 ② 25%以上35%未満の団体 … 一般単独事業(一般事業、地域活性化事業及び地域再生事業に限る。)及び公共用地先行取得事業が制限される。 ③ 35%以上の団体 … ②の事業のほか、一般公共事業(災害関連事業を除く)、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業(学校教育施設等整備事業(義務教育諸学校に係るものに限る)及び一般廃棄物処理事業を除く)、一般単独事業(臨時地方道整備、臨時河川等整備及び臨時高等学校整備事業に限る)及び首都圏等整備事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債。